

A complex network diagram with numerous nodes of varying sizes and colors (grey, black, white) connected by thin grey lines, forming a dense web of connections. The nodes are scattered across the upper and left portions of the page.

協会自主規制活動の概要

2025年7月31日

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

協会の概要①

名 称

一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

Japan Virtual and Crypto assets and Exchange Association (略称 JVCEA)

所在地

〒 102-0082 東京都千代田区一番町18番地川喜多メモリアルビル 4 階

TEL (代表) : 03-3222-1060 / Eメール : info@jvcea.or.jp

事務局職員数

31名 (2025年6月末現在・常勤理事含む)

目 的

当協会は、本協会は、会員の行う暗号資産交換業、電子決済手段等取引業及び資金移動業並びに暗号資産等関連デリバティブ取引業の適切かつ円滑な実施を確保し、その健全な発展及び利用者等の保護に資することを目的としています。

会員数

第一種会員32社 / 第二種会員6社 (2025年6月末現在)

沿 革

2018年 3月 1日 統一した国内自主規制を目的として登録仮想通貨交換業者16社合意署名

2018年 3月29日 設立登記

2018年 4月23日 社員総会、登録業者16社加入 (現在のすべての登録仮想通貨交換業者)

2018年 7月30日 理事会にて自主規制規則 (暫定) を決議

2018年10月24日 認定資金決済事業者協会の認定取得

2020年 4月30日 認定金融商品取引業協会の認定取得

2024年10月25日 電子決済手段等の取扱いに係る認定資金決済事業者協会の認定取得

目的

会員の行う暗号資産交換業、電子決済手段等取引業及び資金移動業並びに暗号資産等関連デリバティブ取引業の適切かつ円滑な実施を確保し、その健全な発展及び利用者の保護並びに投資者の保護に資すること

業務

上記の目的のもと以下のような業務を行っています

- 自主規制規則の制定
- 会員に対する監査、モニタリング、情報提供
- 会員に対する指導、勧告及び処分
- 会員からの業務相談
- 暗号資産交換業、電子決済手段等取引業及び資金移動業に関する苦情受付
※暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る苦情受付業務は、証券・金融商品あっせん相談センター（略称: FINMACフィンマック）に委託しています。
- 利用者等への情報提供
- 暗号資産交換、電子決済手段等及び資金移動並びに暗号資産等関連デリバティブ取引に係る統計調査

その他、当協会の定款第5条第1項乃至第4項に規定する暗号資産交換業、電子決済手段等取引業及び資金移動業並びに暗号資産等関連デリバティブ取引業の健全な発展及び利用者等の保護に資する業務を行います。

協会の会員種別と組織構成

会員種別

第一種会員

- 暗号資産交換業者
- 電子決済手段等取引業者
- 資金移動業者
- 暗号資産等関連デリバティブ取引業者

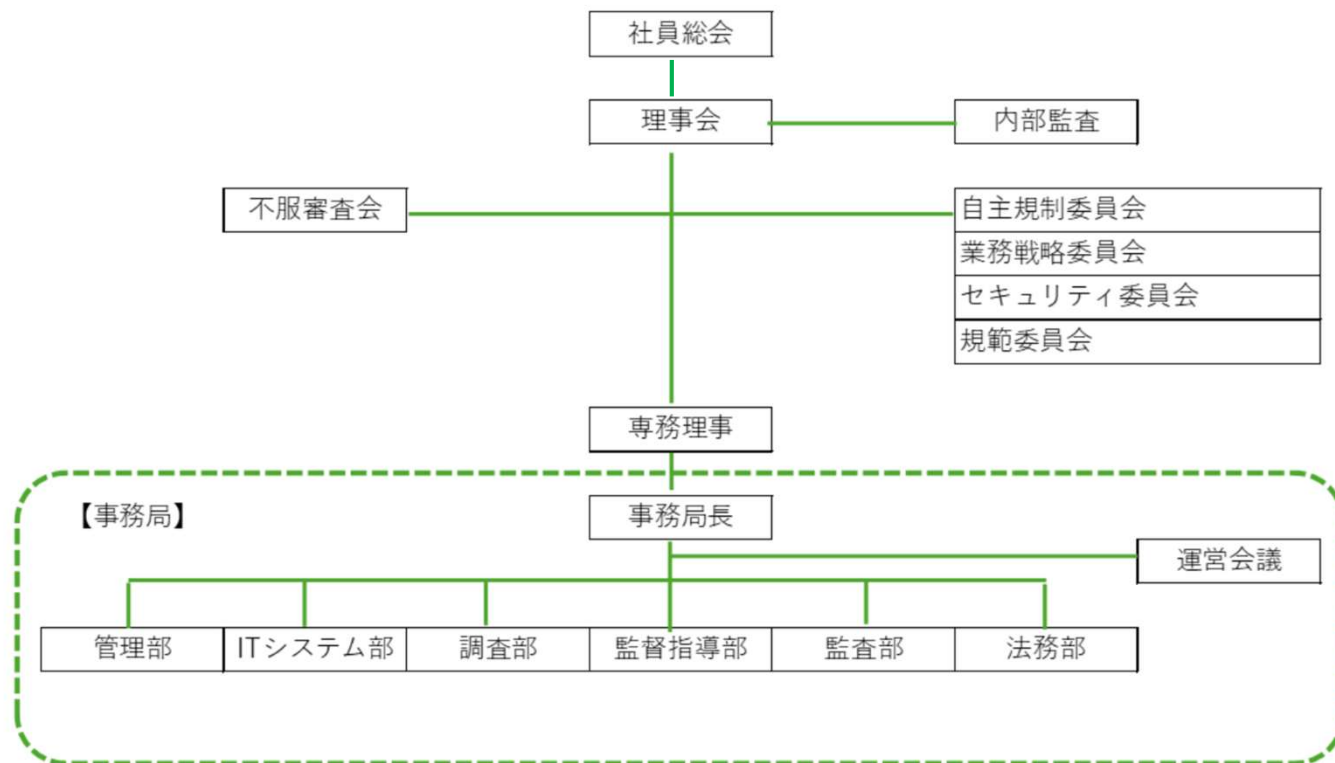
第二種会員

上述の各業者となるために、当局へ登録申請中もしくは登録申請を予定している事業者

第三種会員

当協会の目的に賛同していただける者

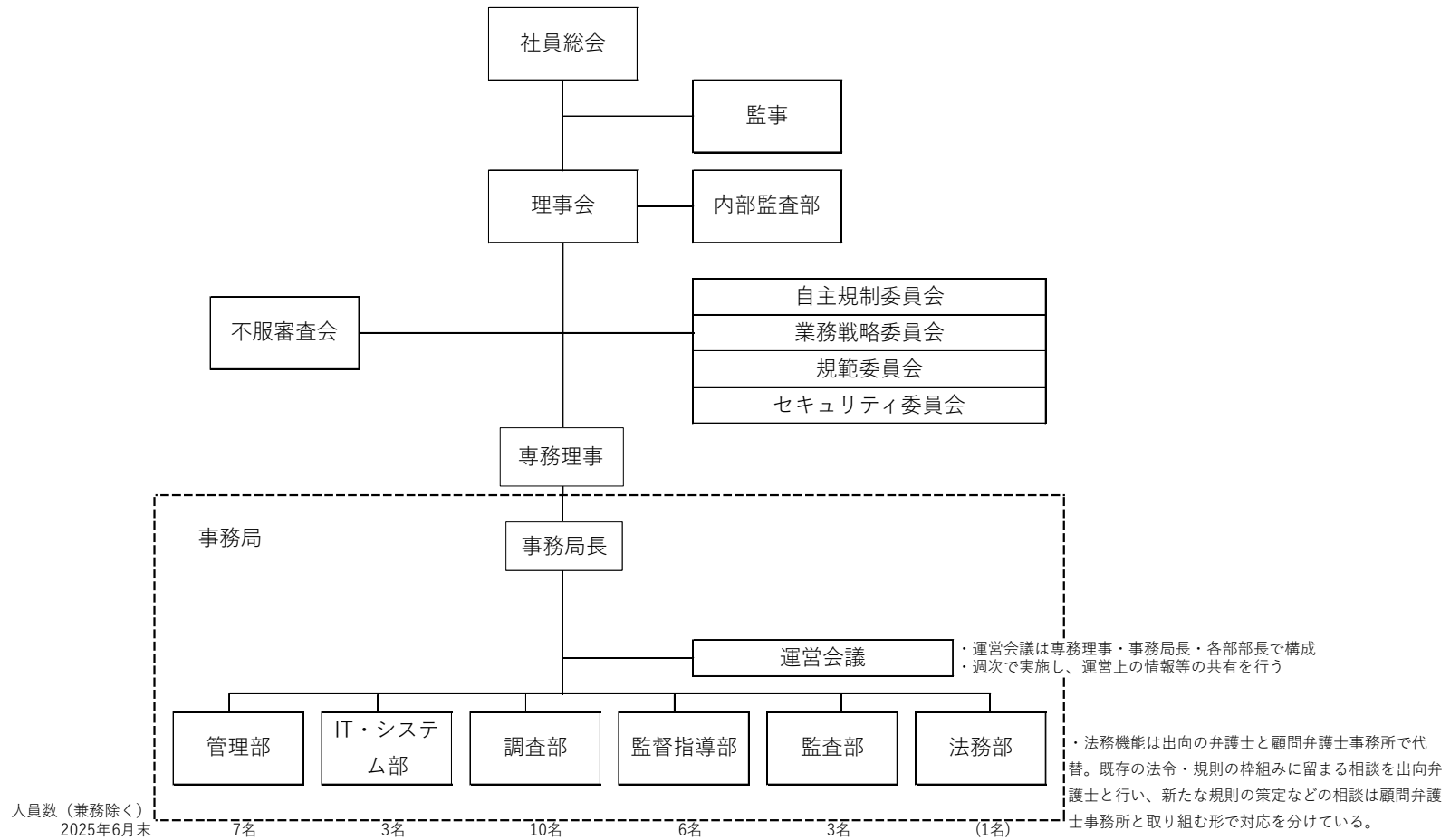
協会組織



協会事務局の構成、担当業務

2025年6月現在

【協会組織図】



主な機能

総会・理事会運営
委員会運営
入退会等会員事務
事業計画
収支管理・経理財務
人事労務
文書・契約管理
設備管理
苦情受付
広報
外務員制度対応

社内IT管理
会員監査業務
(システムリスク)

統計調査
新規暗号資産、電子
決済手段の検証
参考価格運用
リスク想定比率運用
グリーンリスト運用
事後モニタリング

会員業務モニタ
リング事務
会員業務相談事務
会員向け業務研修及
び業務説明会の企画
トラベルルール対応
会員のシステム・サイ
バーセキュリティ
管理態勢の高度化対応

会員業務監査事務

他部署への法律
関係事務支援

・運営会議は専務理事・事務局長・各部部长で構成
・週次で実施し、運営上の情報等の共有を行う

・法務機能は出向の弁護士と顧問弁護士事務所で代
替。既存の法令・規則の枠組みに留まる相談を出向弁
護士と行い、新たな規則の策定などの相談は顧問弁
護士事務所と取り組む形で対応を分けている。

協会会員数の推移

	2018-10月 設立時点	2018年度末	2019年度末	2020年度末	2021年度末	2022年度末	2023年度末	2024年度末	2025年6月
入 会	16	11	5	7	6	1	2	3	1
退 会		0	1	3	1	2	4	3	0
暗号資産等交換業									
一種会員	16	19	23	26	30	29	28	27	27
(うち暗号資産等関連デリバティブ取引業者兼業)		(0)	(0)	(4)	(8)	(9)	(8)	(7)	(7)
(うち電子決済手段等取引業者を兼業)		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)
(うち電子決済手段等取引業の申請手続中)		(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(3)
二種会員		8	8	4	1	0	2	3	3
暗号資産等関連デリバティブ取引業者									
一種会員					2	5	5	5	5
二種会員					3	4	5	2	3
電子決済手段等取引業者									
一種会員								0	0
二種会員								0	0
合 計		27	31	35	40	39	37	37	38

会員の行う業務の適正化及びその取り扱う情報の適切な管理を図るために必要な規則 (定款5条各項へ、第一種会員の業種別に規定)

基本規則

- 定款の施行に関する規則
 - 自主規制基本方針
 - 会員の資格及び届出に関する規則
- など

資金決済法に関する自主規制規則

- 業務取扱関係
 - 利用者財産管理・システム安全管理等
 - 勧誘・広告
 - AML/CFT・反社会的勢力対応
 - 損失補填等の禁止・事故確認申請
 - 苦情・紛争解決
 - 従業員サービス
- など

金融商品取引法に関する自主規制規則

- 業務取扱関係
 - 顧客財産管理・システム安全管理等
 - 勧誘・広告
 - AML/CFT・反社会的勢力対応
 - 事故確認申請
 - 苦情・紛争解決
 - 金融商品仲介業者
 - 従業員サービス
 - 外務員登録
- など

処分関係規則

- 会員に対する処分等に係る手続に関する規則
 - 会員に対する処分に関する考え方
 - 不服審査会規則
- など

<https://jvcea.or.jp/about/rule/>

協会の自主規制規則の概要

協会では定款やその施行に係る基本規則を含め、以下のように自主規制規則を整備し、会員へ自主規制規則に準拠した業務運営を求めています。

	暗号資産 交換業者	電子決済手段等 取引業者	暗号資産等関連 デリバティブ取引業者	資金移動業者等
基本原則・処分関係	13規則			
業務取扱関係	9規則	7規則	7規則	1規則
利用者（顧客）財産管理・ システム安全管理等	4規則	4規則	4規則	
勧誘・広告	1規則	—	1規則	
AML/CFT・反社会的勢力対応	2規則	2規則	2規則	
損失補填等の禁止・ 事故確認申請	2規則	—	—	
苦情・紛争解決 その他	6規則	2規則	5規則	
従業員サービス	1規則	1規則	1規則	
その他	3規則	—	4規則	

以下のページでは、当協会が行う自主規制活動の概要として組む以下の概要を説明します。

① 会員に対する監査 担当：監査部

② 会員に対するモニタリング、指導 担当：監督指導部

③ 暗号資産審査確認 担当：調査部

④ その他

1. 不公正取引
2. 苦情
3. 業界として安心・安全への取組み

会員に対する監査

監査計画における重点分野等

- ✓ 2019年から自主規制規則の準拠状況を確認するため会員監査開始。
- ✓ 2022年度以降は、業界を取り巻く状況を勘案して、①AML/CFT・反社リスク、②システムリスクの管理状況、および③取引開始基準等の利用者保護の状況を主たるテーマとしている。

年度	AML/CFT・反社	システムリスク	利用者保護 (取引開始基準)	取引審査	臨時監査	被監査会員数
2022年度	3	3	3	7	1	10
2023年度	3	2	3	3	0	5
2024年度	4	3	4	0	0	4
2025年度 (計画)	5	4	5	0	0	5

会員に対するモニタリング、指導①

会員からの業務に関する各種相談へ対応すると共に、協会定款および自主規制規則に基づき、下表の報告物を定期的に回収し、会員の内部管理態勢の分析等を行っている。

そのうえで自主規制規則等への準拠について課題のある会員については適時に指導等を行うほか、これらを取りまとめて組織内への共有を図り、他部署業務への活用につなげている。

モニタリング項目	根拠となる定款自主規制規則等
財政状態モニタリング	<ul style="list-style-type: none">暗号資産交換業に係る財務管理に関する規則
分別管理状態モニタリング	<ul style="list-style-type: none">定款施行規則第4条暗号資産交換業に係る利用者財産の管理等に関する規則暗号資産関連デリバティブ取引業に係る顧客財産の管理に関する規則
ウォレットの管理状況	<ul style="list-style-type: none">定款施行規則第4条
疑わしい取引の届出状況	<ul style="list-style-type: none">定款施行規則第4条
取引状況モニタリング (不公正取引に係る注意喚起等のモニタリング)	<ul style="list-style-type: none">暗号資産交換業に係る不公正取引等の防止に関する規則暗号資産関連デリバティブ取引業に係る不公正取引等の防止に関する規則
利用者損失(ロスカット及び未収金)発生状況モニタリング	<ul style="list-style-type: none">暗号資産信用取引に関する規則暗号資産関連デリバティブ取引に関する規則
システム障害発生状況モニタリング	<ul style="list-style-type: none">暗号資産交換業に係る緊急時対応に関する規則暗号資産関連デリバティブ取引業に係る緊急時対応に関する規則

会員に対するモニタリング、指導②

モニタリング項目	根拠となる定款自主規制規則等
苦情・紛争発生状況モニタリング	<ul style="list-style-type: none">• 暗号資産交換業に係る苦情処理及び紛争解決に関する規則
広告・勧誘姿勢モニタリング	<ul style="list-style-type: none">• 暗号資産交換業に係る勧誘及び広告等に関する規則• 暗号資産関連デリバティブ取引業に係る勧誘及び広告等に関する規則
損害賠償（損失補てん）発生状況モニタリング	<ul style="list-style-type: none">• 暗号資産交換業に係る損失補填等の禁止に関する規則
業務改善命令の履行状況モニタリング	<ul style="list-style-type: none">• 定款施行規則第4条

会員に対するモニタリング、指導③

会員からの報告や受付けた苦情等の情報に基づき以下のような指導等を実施しています。

	指導等の概要
財政状況	<ul style="list-style-type: none">• 会員から提出される財務健全性指数（暗号資産交換業）、自己資本比率（金商業）が、一定の比率（例 暗号資産交換業の場合120%）を下回る等の状況の場合に会員から状況、改善計画等の見直し等の聴取や定期的な報告を受ける。
利用者ウォレット	<ul style="list-style-type: none">• 法令で定めるホットウォレット比率の状況について月次で確認、法令に抵触する状況となった場合に、原因、改善策等の報告を受ける。• ハッキング等により流出事案の報告が会員からあった場合、流出先アドレス等の情報提供を受けたうえで、会員全体に対し残高照合等の一斉点検を依頼する。
その他苦情案件	<ul style="list-style-type: none">• IEO実施後の価格急落等に関する複数の苦情を受け、販売を受託した会員に対する各種照会を行い、受注管理態勢を含む内部管理体制の整備に関して改善勧告を実施。• 相場急変時の暗号資産証拠金取引の受注に関して複数の苦情が寄せられたことを受け、当該会員に対する臨時監査実施。

暗号資産審査確認①

1. 根拠

- 暗号資産の取扱いに関する規則 / 新規暗号資産の販売に関する規則
- 担当部署 調査部

2. 取り組みの概要

会員は、新たな銘柄の取扱いを開始する前に、自社でその銘柄およびそれを取り扱う自社の態勢の審査を確認する必要があります。協会では、その審査結果を受領し、技術的に問題のない暗号資産でないか、会員の社内態勢に課題はないか、さらにマネロンや法令違反等の懸念は無いかな等の確認をしています
なお、IEO案件の審査の場合には上記に加え、プロジェクトの事業内容の適法性、収支見込み、発行される暗号資産の販売価格（決定方式）の妥当性についても確認を行います。



3. 会員の中で一定以上の審査態勢の整備されている場合

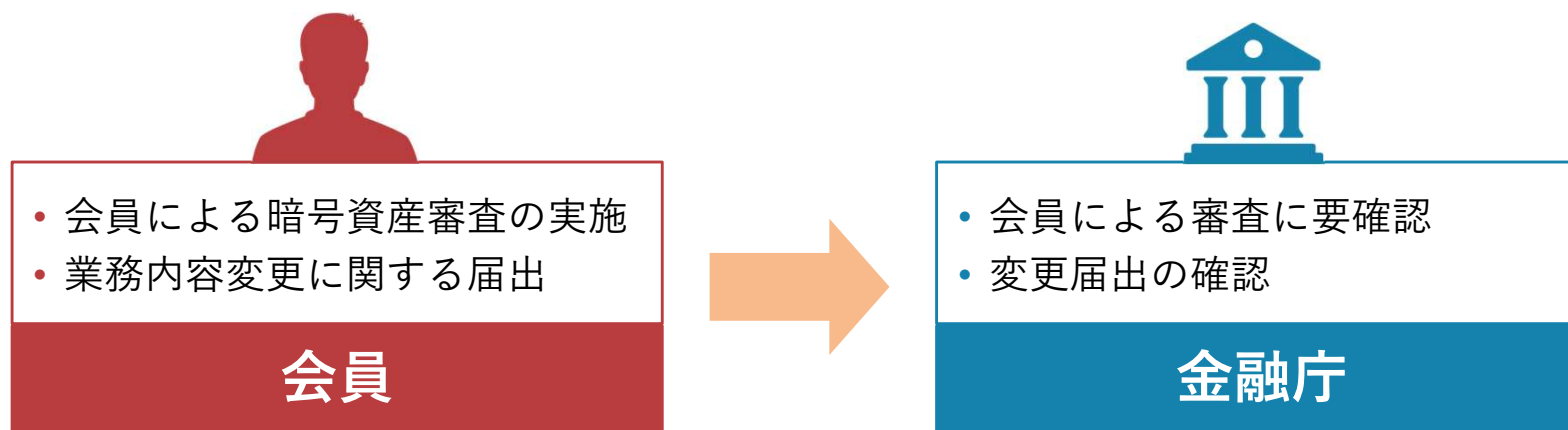
■ グリーンリスト制度

一定の要件を満たしている銘柄（3社以上の会員が取り扱いを開始して6ヶ月以上経過している等）を、一定の要件を満たしている会員（管理態勢に問題がないこと等）が取り扱う場合、その銘柄については、会員の社内審査のみで、協会事前審査を経ずに取り扱いが可能となります。

■ CASC（Crypto Asset Self Check）制度

（2025年4月現在、ICO/IEO・本邦初銘柄以外の）暗号資産の取扱いに関し、会員審査のみで可とする制度です。なお、これら制度の利用可否については、協会事務局による毎月の個社評価のなかで、会員別に検討が行われ、決定・通知されます。

これに加え、CASCを利用できる会員に対しては、ハードフォークやプロジェクトの状況等に関する銘柄周りのモニタリングの厳格化を求めており、その結果については、四半期毎に提出されるレポートをとおしてモニタリング・評価を行っています。



4. IEO案件の審査確認について

■ 根拠となる自主規制規則

IEO案件に関しては、協会自主規制規則「暗号資産の取扱いに関する規則」に基づく暗号資産の審査に加え、「新規暗号資産の販売に関する規則」（以下、IEO規則）に基づく審査も必要になります。IEO規則では、以下の会員が行う新規暗号資産の販売に関して会員の態勢整備や、審査等について定めています。

- (1) 会員である暗号資産交換業者が発行する新規暗号資産の販売を行う場合
- (2) 会員が新規に発行される暗号資産の販売を受託する場合

■ IEO案件の審査の主なポイント

IEO案件については会員がIEO規則に定める項目に関して審査を行い、審査結果は協会にて確認を行います。主要なポイントとしては、プロジェクトの適法性や収支見込みなどの事業の内容や実現可能性、販売価格（決定方式）の妥当性、顧客（投資家）向けの開示内容等があります。また、協会では会員の審査態勢やプロジェクトのモニタリング態勢も確認を行います。

■ 顧客（投資家）向けの情報提供

IEO規則では、会員に対し、発行者の状況やプロジェクトの内容につき、販売時に加え、販売終了から5年を経るまでの間四半期毎、更にプロジェクトの重要な変更のような投資判断に影響を与える事象が発生した場合（投資家）向けに情報提供することを求めています。

これを履行するために、会員は受託販売契約等において発行者との間でIEO規則に定める顧客（投資家）向けの情報提供について取り決めを行い、発行者が情報開示を行い、会員が会員の公式HPで顧客（投資家）向けに情報の提供を行っています。

なお、販売時の開示項目は、発行体の情報、販売される暗号資産の数量等、販売価格、調達資金の用途等、プロジェクトの内容等であり、販売終了後の定期開示内容は発行体法人概要・役員情報・発行体業績・株主情報・トークン価格情報・プロジェクトの進捗状況・資金の使用状況などになります。

暗号資産審査確認④

これまでの協会事前審査完了件数は以下のとおりです。

審査完了数の内訳	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度上期 (6月末)	計
本邦初	9	14	32	23	17	6	101
既存	28	60	69	10	8	1	176
新会員	25	27	16	2	0	5	75
ICO/IEO	0	3	2	6	3	0	14
合計	62	104	119	41	28	12	366

グリーンリスト利用状況	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度上期 (6月末)	計
申請数	38	39	8	22	107

●2022/4開始

CASC利用状況	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度上期 (6月末)	計
申請数	0	76	36	33	145

●2022/12開始

不公正取引防止態勢整備に係るこれまでの取組み

1. 2020年5月施行の資金決済法、金商法改正に伴い、協会では以下の対応を実施、会員事業者の取引審査態勢の整備を行ってきた。

- まずは会員において「仮装売買」、「見せ玉」を抽出、分析が出来る態勢を整備させることを優先課題とした。
- 協会内に会員の取引審査担当やコンプライアンス担当をメンバーとする不公正取引に係るスタディグループを設置、会員の態勢に係るアンケート（計3回）と並行して勉強会等を行った。（スタディグループは計7回開催）

2. その後、法令改正に伴い、会員に対するモニタリング、監査を以下の通り実施している。

- 2020年5月より会員から不公正取引に係る利用者への注意喚起、警告等の実績を月次で協会に報告
- 2022年度、2023年度には取引所を運営する会員向けに取引データに基づく監査を実施

不公正取引②

会員における不公正取引の防止のための取引審査、注意喚起等の実績

2020年5月から会員各社における取引審査に伴う注意喚起等の状況報告を受けています。状況は下表のとおりですが、見せ玉や、乖離した指値に関する注意喚起等が会員において行われている旨の報告を受けています。

会員が利用者等に行った不公正取引に関する注意喚起等の件数(2020年5月～2025年6月)

	見せ玉	仮装売買	馴合売買	買上り・売崩し	高関与	その他	暗号資産関係情報を利用した取引	注意喚起	警告	取引停止・取引一時停止・口座
2020年度	83	88	5	5	0	16	0	135	47	15
2021年度	332	95	7	7	0	16	0	151	49	15
2022年度	124	77	10	19	10	23	0	231	7	8
2023年度	176	82	8	28	1	27	4	275	10	7
2024年度	298	103	19	69	10	22	0	488	11	13
2025年度 (4-6月)	45	17	0	25	0	3	0	79	5	5

苦情受付

過去4年間（2021年4月～2025年6月）に、JVCEAへ寄せられた苦情・相談の内訳は以下のとおりです。

■ 会員に対する苦情・相談

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年4～6月
入出金	103	93	56	108	22
口座関係	44	16	33	27	11
約定関係	13	0	26	10	0
システム不具合	0	1	1	8	0
取引方法関係	2	4	14	18	0
顧客サポート体制の不満その他	45	65	47	56	7
FINMAC受付	8	1	16	3	2
合計	215	180	193	230	42

■ 会員以外に関する苦情・相談

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年4～6月
詐欺的案件	123	42	36	41	12
無登録・海外業者関係	9	15	16	15	5
合計	132	57	52	56	17

会員以外に関する苦情・相談の代表的な事例

- 詐欺的案件：暗号資産取引所を騙る先への振込み事例
- 暗号資産を騙る資産の募集・販売：販売対象は国内で取り扱われている暗号資産ではなく、販売形態も会員制などの形式を採っている事例が多い。

	内 容
マネロン、外為法	<ul style="list-style-type: none">● 金融庁マネロンガイドラインの「対応を求める事項」について、AML/CFTに関するコンメンタールを作成。これに基づき、会員へ、求められる水準とのギャップ解消を図る取り組み・指導を実施● 2024年4月より適用される外国為替取引等取扱業者のための外為法令等の遵守に関するガイドライン及び同Q&Aに関する自主規制規則の制定や、会員向け説明会の実施
金融犯罪対応	<ul style="list-style-type: none">● 2022年度以降、警察庁と連携し、不正口座の凍結事務フローを標準化する等の取り組みを実施● 「利用者口座への不正アクセス防止に向けた取り組みについて」を公表し、利用者の多要素認証（ログイン時）を必須化
セキュリティ対応	<ul style="list-style-type: none">● 昨年5月に発生した不正流出事案を踏まえ、自主規制規則や協会指針である「暗号資産安全管理標準」の一部の改正等を含む、業界としての改善策等への取り組みを「流出事故の発生を受けた再発防止の取り組みについて」としてまとめて公表した